

令和4年9月12日

共済事務担当者 様

石川縣市町村職員共済組合
有限会社石川共済サービス
明治安田生命保険相互会社

「生活年金プラン」新型コロナウイルス感染症によるご請求に関する取扱いの変更について

平素より、共済組合及び共済サービスの業務運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記感染症に伴う入院給付金請求に関しましては、令和4年6月1日付け「「生活年金プラン」新型コロナウイルス感染症によるご請求について」にてご案内しましたとおり、現在、医療機関への入院だけでなく「みなし入院」として自宅・臨時施設で療養した期間についても、医療機関や保健所等の証明をもってお支払い対象とする特別な取扱いを実施しているところです。

しかしながら、この度、[明治安田生命保険相互会社より自宅療養をされた場合の入院給付金・保険金等の取扱い（「みなし入院」の取扱い）が別紙のとおり変更となる旨](#)、連絡がありましたのでお知らせいたします。

急なご案内となり誠に申し訳ありませんが、ご加入いただいている組合員の皆様にご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この取扱いの変更によるお問い合わせ等がございましたら、明治安田生命保険相互会社までお願いいたします。

<問い合わせ先>

・明治安田生命保険相互会社
北陸公法人営業推進部
電話 076-231-3240

<事務担当>

・有限会社石川共済サービス
電話 076-263-9430